

パパの育児休業を応援

柏崎市は、男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に奨励金を交付します。

パパに交付



産後パパ育休を
通算 14 日以上取得

10万円

連続 14 日以上
の育児休業を取得

5万円

小規模企業(*)勤務で
産後パパ育休を
連続 3 日以上取得

3万円

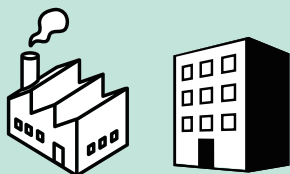
子の出生後 8 週間以内に
開始する連続 28 日以上
の育児休業を取得

15万円

*従業員の数 20 人(商業または
サービス業は 5 人)以下の事業者

(注意)一子につき上限 15 万円

企業に交付



男性労働者に連続 14 日
以上の育児休業を取得
させた事業主に

10万円

(注意)国の「両立支援等助成金」
との併給は不可

柏崎市産業振興部商業観光課

TEL 0257-21-2335

FAX 0257-22-5904

制度の詳細や、申請方法など詳しくは
市ホームページをご確認ください。

柏崎市 男性の育休奨励金



産後パパ育休と育児休業制度

産後パパ育休

出生日から8週間以内に
4週間まで取得できる。
2回に分割取得も可能

育児休業制度

子どもが1歳(最長2歳)にな
るまで、希望する期間、取得
できる。2回に分割取得も可能

育休取得で収入はどうなるの？

雇用保険に加入している場合、育児休業
給付金の支給を受けることができます。
さらに、社会保険料も免除されます。

手取り収入の実質約 **8割** をカバー

手続きの流れ

育休取得



職場復帰

1カ月経過

申請書・添付書類提出

提出期間：
職場復帰1カ月経過した日～1カ月以内



2月中に職場復帰する場合は、申請期限が
3月31日となります。ご注意ください。

奨励金交付

書類提出から
おおむね1カ月後

育児休業のパターンと奨励金(例)

